

05 静保健介第 5772 号  
令和 6 年 3 月 25 日

夜間対応型訪問介護事業所 管理者 様  
小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課  
事業者指導担当課長

### 静岡市独自報酬の令和 6 年 4 月以降の取扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。  
さて、静岡市独自報酬について、令和 6 年 4 月以降の取扱いについて、下記のとおりと  
しますので、お知らせします。

なお、本通知は独自報酬を算定していない事業所にも発送していることを申し添えます。

#### 記

## 1 令和 6 年 4 月介護報酬改定に関する取扱いの変更について

### (1) 認知症加算と独自報酬の算定関係について

令和 6 年 4 月の介護報酬改定にて、認知症加算の要件の見直しがされています。これ  
に伴い、静岡市独自報酬との算定関係について、別紙「令和 6 年度介護報酬改定による  
他の加算と独自報酬の算定関係について」のとおり整理しましたのでお知らせします。

令和 6 年 4 月以降に認知症加算を算定する事業所は、別紙の内容を御確認頂き、重複  
して算定できなくなる場合は、下記のとおり、独自報酬の区分変更、又は取下げ等の御  
対応をお願いします。

なお、令和 6 年 4 月からの認知症加算Ⅲ・Ⅳについては、現行の加算相当となること  
から引き続き届出の必要はありませんが、認知症加算Ⅰ・Ⅱを新たに取得される場合は  
届出が必要になりますので、御注意ください。

### (2) 独自報酬の区分変更、又は取下げが必要となる場合の手続き

#### ①届出が必要な書類

- 1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（地域密着型サービス事業者用）

※令和 6 年 4 月に、その他の加算に区分変更等が生じる場合は、介護給付費算定  
に係る体制等状況表の添付が必要です。

- 2) 地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書

○様式は下記の静岡市ホームページより、ダウンロードしてください。

静岡市 ホームページ「地域密着型サービスの独自報酬基準について」

URL <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s003004.html>

※「静岡市の独自報酬基準の算定に係る留意事項について」の改定を行いましたので、あわせて御確認をお願いします。

②提出期限 **令和6年4月5日（金）まで（当日消印有効）**

※今回の提出期限は、制度改正に係る加算等について令和6年4月1日から適用するための特例として定めた提出期限です。今後の加算の届出は、基準どおりの対応となりますので御注意ください。また、Logo フォームによる受付も今回限りとなっています。

③提出方法・提出先

提出方法	提出先
郵送 ※令和6年4月5日 当日消印有効	〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課 14階 事業者指導第1係・第2係
Logo フォーム	下記URLより、項目を入力、必要書類を添付の上、提出してください。 <a href="https://logoform.jp/form/79j2/537666">https://logoform.jp/form/79j2/537666</a>

## 2 その他

- (1) 本通知の内容は静岡市の解釈であるため、利用者が他市町村の被保険者である場合には各保険者に確認してください。
- (2) 本取扱いは現時点での判断であり、今後状況により変更する場合があります。

<提出先・問い合わせ先>

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 14階  
静岡市 介護保険課 事業者指導第1係  
電話：054-221-1088